

報道関係者各位

令和4年11月18日

12月は滞納整理強化月間 ～滞納処分を厳正に実施～

- ・舞鶴市債権管理課において、8月、12月、3月を「滞納整理強化月間」に設定しています。
- ・国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、利用者負担額(保育料)を滞納されている方が対象です。
- ・文書や電話などで催告をし、支払い能力がありながら納付しない人には滞納処分を厳正に行うことを伝え、支払いを促すと同時に、納付していただいている大多数の市民に対し、公平・公正に債権管理をしているということの周知を図ることが目的です。
- ・納付が困難な方に対しては、まずは相談してもらうようお知らせします。

以下本文

《滞納整理強化月間》

12月は滞納整理強化月間。国民健康保険料や後期高齢者医療保険料、介護保険料、利用者負担額（保育料）の滞納者に文書や電話などで催告を行います。

支払い能力がありながら納付しない人には、給与や預貯金の差押えなどの滞納処分を厳正に行います。

やむを得ない事情で納付が困難な場合は相談を。

▲詳しくは、債権管理課(電話 66・1007)へ。



SDGs 未来都市

舞鶴市 債権管理課

(担当：池田)

〒625-8555 舞鶴市字北吸 1044

TEL:0773-66-1007、FAX:0773-63-9231

E-mail:s-kanri@city.maizuru.lg.jp